

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ダイレクトマーケティングミックス	コード	7354
提出日	2026/3/4	異動（予定）日	2026/3/27
独立役員届出書の提出理由	独立役員である三嶋政美氏および前田健次郎氏が、定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任することに伴い、新たに橋爪賢三氏を独立役員として指定するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	水谷謙作	社外取締役																	
2	三宅稔男	社外取締役	○															○	有
3	松原由佳	社外取締役	○															○	有
4	米田恵美	社外取締役	○															○	有
5	橋爪賢三	社外取締役	○															○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	水谷謙作氏は、当社の主要株主であるインテグラル株式会社におきまして、取締役にて在任しております。	
2		三宅稔男氏は、これまで当社において常勤監査役として当社及び子会社の監査を通じて知見を深めており、独立した立場から取締役会の監査・監督機能の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
3		松原由佳氏は、企業法務を専門とする弁護士であり高度な専門知識や識見を有しているほか、金融機関の勤務経験もあり適法性の確保やリスク管理などに関し、統一的観点からの助言、提言により取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
4		米田恵美氏は、公認会計士として財務及び会計に関する知見を有していることに加え、企業等の経営に携わっているほか、ダイバーシティに関する豊富な識見や公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）理事を歴任しているため、幅広い視点からサステナブル経営人材開発等の助言、提言により、取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
5		橋爪賢三氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門知見を有していることに加え、経営企画・財務企画の責任者として上場プロジェクトの統括や内部統制システムの構築・強化を牽引した豊富な実務実績を有しております。社外取締役として、内部統制のより一層の充実に向けた助言及び監督を行うとともに、監査法人・内部監査部門・執行側との建設的な対話を通じて、取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。